

「暑さ寒さも彼岸まで」という天気のことわざどおり、あれだけ暑かった日々が少なくなり、季節は確実に秋に向かっていくようです。とかく季節の変わり目は体調を崩しやすい時期です。溜まった夏の疲れに負けないように十分体調管理に勤めたいものです。さて今回は、飲酒運転の罰則強化などに関する道路交通法が改正され、9月19日から施行されていますので、強化された罰則などについてお話ししたいと思います。

VOL.86 飲酒運転撲滅の話(2)

運転者に対する罰則強化

改正前	酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	1年以下の懲役または30万円以下の罰金



改正後	酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

ひき逃げ(救護義務違反)に対する罰則強化

改正前	5年以下の懲役または50万円以下の罰金
-----	---------------------



改正後	10年以下の懲役または100万円以下の罰金	* 飲酒ひき逃げの場合最高で懲役15年に...
-----	-----------------------	-------------------------

運転者以外の周囲の責任を道路交通法で処罰

改正前	道路交通法での罰則なく、飲酒運転の教唆や幫助などの刑法を適用
-----	--------------------------------



改正後	車両の提供	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	(運転者と同じ刑罰)	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	酒類の提供	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	車両に同乗	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

違反点数

違反種別	点数	処分内容(前歴無しの場合)	
酒酔い運転	25点	運転免許の取り消し(欠格期間2年)	
酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度)	0.25mg以上	13点	運転免許の停止(90日間)
	0.15mg以下	6点	運転免許の停止(60日間)
	0.25mg未満		

もうお分かりとは思いますが、今回の改正は飲酒運転の罰則が強化されただけではなく、飲酒運転をした本人以外にも飲酒していることを知りながら車を貸したり、車を運転すると知りながら飲酒させたり、お酒を提供したり、飲酒運転をしていることを知りながら車に同乗した場合、道路交通法の罰則が適用されます。また飲酒運転の発覚を恐れ、事故の被害者を救護しないで立ち去る「逃げ得」についても罰則が強化されました。あまりいいではありませんが、「飲んだら乗るな！ 飲むなら乗るな！」プラス「飲んでる奴に車を貸すな！」「運転する奴に飲ませるな！」「飲酒運転をしている車に乗るな！」「ひき逃げは許すな！」といったところでしょうか。かわいい盛り幼い3人の命を一瞬にして奪った、福岡市職員が起こした飲酒運転事故から早1年が経ちました。悔い改め飲酒運転撲滅に取り組んでいたはずの福岡市職員が8月23日に懲りずに飲酒運転事故を起こしてしまい、強い憤りを感じているのは私だけでは無いと思います。「自分は大丈夫！」「少ししか飲んでいないから！」「短い距離だから！」「捕まらなければ大丈夫！」「罰則が強化されるから飲酒運転は怖いな～」などという考えは、決して取り戻すことができない尊い命に誓ってやめにしましょう！ 飲酒運転は殺人に匹敵する行為であることを強く認識しなければなりません。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。